

生産行程管理業務規程

作成日：平成 30 年 10 月 23 日

更新日：令和 7 年 7 月 22 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒901－2493）沖縄県中頭郡中城村字当間 585 番地 1

（オキナワケンナカガミグンナカグスクソンアザトウマ 585 バンチ 1）

名称（フリガナ）：中城村野菜産地協議会

（ナカグスクソンヤサイサンチキョウギカイ）

代表者（管理人）の役職及び氏名：会長 仲村 武宏

ウェブサイトのアドレス：

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（にんじん）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：中城島にんじん（ナカグスクシマニンジン）、

Nakagusuku Shima Ninjin

4 明細書の変更

生産者団体中城村野菜産地協議会（以下「協議会」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導

協議会は、生産者に対し「中城島にんじん」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア 生産者の手順

生産者は、「中城島にんじん」の生産地及び栽培の方法を「中城島にんじん種子生産状況及び作付計画報告書」及び「中城島にんじん栽培日誌」に記載し、協議会に提出する。

イ 協議会の手順

協議会は、生産者が出荷施設に出荷した「中城島にんじん」を、出荷規格表に基づいて検品し、その結果を「中城島にんじん選果・出荷場所巡回検査記録」に記録する。

（2）手順の妥当性を見直す機会

協議会は、上記（１）の手順について、年１回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

協議会は、明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことが確認された場合には、当該生産者に対し警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は、当該生産者の生産した「島にんじん」の荷受けを停止する。

7 地理的表示等の使用の確保のために必要な措置

協議会は、上記５（１）の周知の際に、地理的表示である「中城島にんじん」及びGIマーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

- （１）明細書の生産地及び生産の方法に基づいて生産された「島にんじん」にのみ、地理的表示等が使用可能であること。
- （２）GIマークを使用する場合は、地理的表示である「中城島にんじん」と併せて使用すること。
- （３）GIマークは、法施行規則に定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

協議会は、地理的表示等の違反使用を確認した場合は、生産者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、協議会は当該生産者の生産した「中城島にんじん」の出荷・荷受けを是正されるまで停止する。

9 重大な違反が判明した場合の報告

協議会は、上記の６及び８に関して、「中城島にんじん」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

協議会は、次の資料をその作成日又は取得日から５年間保存するものとする。

- （１）上記５における「中城島にんじん」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施状況等が確認できる資料
- （２）明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び協議会が行った指導等に係る資料

[REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]